

令和6年度(2024年度)

『広島市住民主体型生活支援訪問サービス実施団体』

応募の手引

募集期間 ※応募状況によっては、★印の募集は行いません。

1回目 令和6年4月 1日(月)～ 4月26日(金) ※必着

★2回目 令和6年7月 1日(月)～ 7月31日(水) ※必着

★3回目 令和6年10月1日(火)～10月31日(木) ※必着

趣旨

「住民主体型生活支援訪問サービス（以下「住民主体型サービス」といいます。）」は、地域団体等が簡易な生活支援が必要な高齢者等（要支援者等）の居宅を訪問し、生活の支援を行うサービスです。

広島市では、このサービスを実施する団体を募集し、運営費などの費用の一部を補助します。

公募事務等受託者

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会地域福祉推進課地域共生係

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号（BIG FRONT ひろしま6階）

電話：082-236-6172 ファックス：082-264-6413

Eメール：kyousei@shakyohiroshima-city.or.jp

◎応募に係る受付窓口、問合せ先は各区社会福祉協議会です。

※ 住所・電話番号等は8ページに掲載しています。

市担当課

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課福祉係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2145 ファックス：082-504-2136

Eメール：korei@city.hiroshima.lg.jp

目次

1	補助の対象となる団体（実施団体）	1
2	補助金の内容	2
3	補助対象経費	3
4	住民主体型サービスの内容	4・5
5	実施団体の責務	6
6	募集する実施団体数	6
7	補助対象期間及び受付期間等	6
8	実施団体の選定申請、補助金の交付等	7
	(1) 実施団体の選定申請	7
	(2) 実施団体の選定方法	7
	(3) 補助金の交付	7
	区社会福祉協議会問合せ先	8
	【審査基準】	9
	選定方法 1	10
	選定方法 2	10
9	提出書類	11
10	留意事項	12
11	その他	12
12	手続きの流れ（補助対象期間 R6. 7. 1～R7. 3. 31 の場合）	13
13	活動の募集をする地域	14

1 補助の対象となる団体(実施団体)

住民主体型サービス(※1)を提供できる町内会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO法人、老人クラブ、女性会、協同労働による団体、ボランティア団体など

※1 「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施する訪問型サービスのひとつで、正式名称は「住民主体型生活支援訪問サービス」です。地域包括支援センターのケアマネジメントを受けた要支援者等(※2)に対し、地域団体などのボランティアが日常の家事等の手助けや、外出の手助けを行い、地域との関わりの中で要支援者等が居宅で自立した生活を送ることを支援するサービスです。具体的な住民主体型サービスの種類は、「4 住民主体型サービスの内容 (1)サービスの種類(P3)」をご覧ください。

※2 要支援認定者(要支援1又は要支援2)及び事業対象者。詳しくは、「4 住民主体型サービスの内容 (2)サービスの利用対象者(P5)」をご覧ください。

なお、応募に当たっては、次の条件を満たしていることが必要です。

- 広島市内で活動している団体であること。
- 要支援者等に対し、住民主体型サービスの提供を行うボランティア(サービス提供者)がいること。
- 地域包括支援センターの依頼により、サービスの利用希望者から利用に関する要望等を聞き取り、サービス提供者との調整(マッチング)などを行う「ボランティアコーディネーター」がいること。
- 住民主体型サービスに関する会計事務の担当者を定めていること。
- 利用相談等の窓口となる活動拠点となる事務所を定めていること。
- ※ 個人宅を活動拠点となる事務所として定める場合、以下の(1)~(5)の要件をすべて承諾のうえ、活動する必要があります。
 - (1) 住民主体型サービスの実施団体に選定された場合、広島市のホームページに事務所住所(地番を除く)が掲載されること。
 - (2) 相談窓口を開設する日は、看板を掲げるなど事務所に訪問しやすい体制をとること。
 - (3) 住民主体型サービスに係る利用者の個人情報、それ専用の鍵のかかる保管庫で管理すること。
 - (4) 個人宅を利用することに係る使用料・賃借料、個人宅の光熱水費、電話代等は3ページに記載する補助対象経費とならないこと。
 - (5) 事務所開設日であっても相談がない日は、在宅という性質上、日常生活との区別がつかないことから、2ページに記載する「相談窓口の開設」に係るボランティアコーディネーターへの謝礼金の補助を受けることはできないこと。
- 暴力団でなく、団体の構成員にも暴力団員やその関係者が含まれていないこと。
- 市税を滞納している団体でないこと。

2 補助金の内容

要支援者等への住民主体型サービスを提供する活動の運営に必要な費用及び住民主体型サービスの調整を行うボランティアコーディネーターの活動に対する謝礼金を支払うための費用を補助します。

1 団体につき、以下の額を限度として補助金を交付します。

	住民主体型サービスの提供に必要な運営費 ※1、※2	ボランティアコーディネーターへの謝礼金（1日当たり）※3
金額	20万円	1000円

※1 前年度から継続して実施している団体は、運営費上限が10万円となります。

※2 前年度（令和5年度）に、「⑩無償により自家用車を使用して行う送迎」の提供実績がある実施団体は、以下の「(参考) 加算限度額の段階」のとおり、前年度（令和5年度）の提供件数に応じた加算額を運営費10万円に上乗せして補助金の交付申請を行うことができます。

ただし、あくまで住民主体型生活支援訪問サービスとして「⑩無償により自家用車を使用して行う送迎」を提供した場合に加算限度額が適用されるため、団体の自主活動分は含めることができません。

(参考) 加算限度額の段階

前年度送迎件数	12件未満 (月平均1人未満)	12~35件 (月平均3人未満)	36~59件 (月平均5人未満)	60~84件 (月平均7人未満)	84件以上 (月平均7人以上)
加算額	0円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

※3 ボランティアコーディネーターへの謝礼金は、ボランティアコーディネーターとしての活動実績のない日は支給できません。

ボランティアコーディネーターへの謝礼金の対象となる活動は、住民主体型サービス提供に係る以下の業務です。

- ・ サービスの利用に関する相談受付・面談（※）
- ・ 個別のサービス提供に係るサービス提供者の調整や関係機関との連絡・調整
- ・ サービス提供の実施確認・利用料の請求・徴収
- ・ 相談窓口の開設（自宅を事務所とする場合は除く）

(※) サービス利用に関する初回の相談受付・面談を行った際は、「住民主体型生活支援訪問サービス依頼受付票」を必ず作成し、毎月の実績報告書と共に区社会福祉協議会へ提出すること。

3 補助対象経費

補助対象となる主な費目・支出目的は以下のとおりです。ただし、補助対象期間内の支出に限ります。

※ 個人宅を活動拠点の事務所とする場合は、一部補助対象経費とならないものがあります（1ページ(4)参照）。

(1) 住民主体型サービスの提供に必要な運営費

項目	主な対象経費・留意点
消耗品費	チラシ、報告書作成等に伴う紙類、文房具、活動に必要な衛生用品の購入、印刷・コピー代など
通信運搬費	電話代、要支援者等への請求書等の送付や区社協への報告書送付等に必要な切手代など
保険料	サービス提供者等従事者が傷害保険・賠償責任保険に加入するための保険料など
使用料・賃借料	貸し会議室等の借上料、電話・パソコン・コピー機等活動に必要な設備（備品）のレンタル料、事務所の空調使用料など
備品購入費	活動に必要な設備（備品）の購入費用
修繕料	活動に必要な設備（備品）の修繕費用
交通費	外部から招く講師やアドバイザー等への交通費 サービス提供者等従事者が研修に参加する際の交通費 など
謝礼金	外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金など
その他	その他活動を行う上で必要不可欠であると認められるものの購入等の経費

(2) ボランティアコーディネーターへの謝礼金

項目	主な対象経費・留意点
謝礼金	ボランティアコーディネーターへの報酬（マッチング等の活動を行うための交通費などの実費を含む）。謝礼金の対象となる活動を行ったボランティアコーディネーターに支払うのであれば、分配方法等は実施団体に決めてよい。

4 住民主体型サービスの内容

(1) サービスの種類

「1号サービス」、「2号サービス」及び「3号サービス」の3種類があります。

1号サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問介護サービス(現行相当型)」「生活援助特化型訪問サービス(基準緩和型)」で提供する「生活援助」に相当するサービス

※ 介護予防・日常生活支援総合事業開始前に介護保険サービスでホームヘルパーが提供していた訪問介護予防給付の「生活援助」に相当するサービスです。

<サービスの種類>

- ア 掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し)
- イ 洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・取り入れ・収納、アイロンがけ)
- ウ ベッドメイク(利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等)
- エ 衣類の整理・被服の補修(夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等)
- オ 一般的な調理、配下膳(配膳、後片付けのみ、一般的な調理)
- カ 買い物・薬の受け取り(日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り)

2号サービス

上記の1号サービス(生活援助)には当たらないが、要支援者等の生活支援のために提供することが適当なサービス

<サービスの種類>

- ア 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸
- イ 犬の散歩等ペットの世話
- ウ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え
- エ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- オ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- カ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- キ 書類・郵便物等の確認、手続きの助言
- ク 新聞、書類等の代読、パソコン操作
- ケ 散歩・買い物等外出時の付き添い
- コ 無償により自家用車を使用して行う送迎

3号サービス

上記1号及び2号サービスに含まれないサービスで、実施団体が独自に提供することを市長が認めたもの

(例) 話し相手、墓そうじ 等

(2) サービスの利用対象者

利用対象者は、

- ① 要支援認定者（要支援 1 又は要支援 2 を受けた者）又は
- ② 事業対象者（厚生労働省が作成した基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）

のうち、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを受けたうえで、住民主体型サービスを利用することになった人です。

(3) サービスの提供回数

要支援者等へのサービス提供回数は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行って決定します。決定した結果は、ケアマネジメント結果票やケアプランに記載され、実施団体に連絡されます。

(4) サービスの利用料・実費徴収

- ① 要支援者等が負担する「利用料」は、有償ボランティアにふさわしい範囲で、実施団体が設定し、要支援者等から直接徴収します。
- ② サービス提供に要した実費（食材料費、交通費など）は、利用料とは別に要支援者等から徴収することができます。

(5) サービス提供の流れ

- ① サービスの利用に当たっては、まず、サービス利用を希望する高齢者等が地域包括支援センターに相談をします。
※ 実施団体が直接相談を受けた場合は、専門的な視点から、サービス利用希望者の全体像をみて、必要な援助を行うことが大切ですので、利用者の同意をとったうえで、地域包括支援センターへつないでください。
- ② 地域包括支援センターは、高齢者等の心身状況や生活状況等を確認し、要介護・要支援認定の申請案内又は基本チェックリストによる判定を行い、サービスの利用対象者（要支援者等）となった者に、「介護予防ケアマネジメント」を行います。
- ③ ②の介護予防ケアマネジメントにより、住民主体型サービスを利用することになった場合は、地域包括支援センターから実施団体のボランティアコーディネーターに連絡し、サービス提供の調整を依頼します。
- ④ ボランティアコーディネーターは、要支援者等の要望を聞き取り、その結果に基づきサービス提供者と活動日時・内容等の調整を行います。
- ⑤ サービス提供者は、要支援者等の自宅等に出向き、サービスを提供します。
- ⑥ サービス提供後、実施団体はサービスの提供状況に関する報告書を作成します。また、要支援者等から利用料を徴収します。

(6) 実施団体の活動区域

小学校区を基本に 14 ページに掲載する区分ごとに一つの実施団体を募集します。町内会域を活動区域として活動を始め、徐々に活動範囲を拡げ、小学校区全域での活動を目指す団体も応募できます。

令和 6 年度 1 回目の募集は、14 ページに掲載する小学校区域のうち「募集」と掲載している区域内で活動できる団体です。2 回目以降の募集にかかる小学校区域は、広島市ホームページに掲載します。

5 実施団体の責務

実施団体は、住民主体型サービスの提供を開始するに当たり、以下の事項等をあらかじめ行っておかなければなりません。

(注) 実施団体選定申請時に、以下の事項を行うことについて誓約してください。実施団体として選定された団体は、補助金交付申請時に、「団体の会則」及び「活動規約」の提出が必要です。なお、「傷害及び賠償責任保険への加入に関する書類」については、住民主体型サービスの提供を開始するまでに提出してください。

- 住民主体型サービスの実施に係る経費を専用で管理する出納簿を備えること。
- 団体の会則及び住民主体型サービス提供に係る活動規約を定めること。
- 活動規約には、① 事業の活動目的と事業内容、② 衛生管理対策、③ 個人情報保護対策、④ 事故発生時の対応・関係機関との連絡体制・対応経過の記録、⑤ ②～④の対策をボランティアコーディネーター及びサービス提供者に周知する方法を記載すること。
- サービス提供者及びボランティアコーディネーターを傷害及び賠償責任保険に加入させること。

※ 活動規約に定める事項の詳細や保険加入については、「10 留意事項 (P 12)」も併せてご確認ください。

6 募集する実施団体数

5団体 (14 ページに掲載するいずれかの小学校区で活動する団体)

7 補助対象期間及び受付期間等

募集回数	補助対象期間	受付期間	選定結果通知 送付日	補助金交付 (振込) 予定日
1 回目	R6. 7. 1～R7. 3. 31	R6. 4. 1(月)～4. 26(金)	R6. 5 中旬	R6. 6. 28(金)
2 回目※	R6. 10. 1～R7. 3. 31	R6. 7. 1(月)～7. 31(水)	R6. 8 中旬	R6. 9. 30(月)
3 回目※	R7. 1. 1～R7. 3. 31	R6. 10. 1(火)～10. 31(木)	R6. 11 中旬	R6. 12. 27(金)

※ 1 回目の募集で5団体の選定に至らなかった場合は、5団体選定済みとなるまで、2回目、3回目の募集を行います。選定結果は広島市のホームページに掲載します。

8 実施団体の選定申請、補助金の交付等

(1) 実施団体の選定申請

住民主体型サービスの実施団体として活動したい団体は、「住民主体型生活支援訪問サービス実施団体選定申請書（様式第1号）」を6ページの「7 補助対象期間及び受付期間等」を参照のうえ、持参又は郵送により、下記まで提出してください。2回目、3回目の募集状況については、事前に広島市ホームページ又は下記提出先でご確認ください。

提出先：区社会福祉協議会（住所・電話番号等は8ページ参照）

持参する場合：受付期間中の土・日・祝日を除く 8：30～17：15

郵送する場合：各受付期間終了日の必着

(2) 実施団体の選定方法

① 申請団体の審査

申請書に添付された事業計画書等について、広島市住民主体型生活支援訪問サービス実施要綱等の関係規定に則したものであるかどうかを9ページの審査基準（適否基準及び評価基準）に基づき審査します。

審査は、まず適否基準により行い、適否基準を満たした団体について評価基準による審査を行います。適否基準の項目のうち、1つでも「否」のものがあれば選定されません。適否基準を満たした団体の選定方法は、10ページに記載のとおりです。

実施団体は、14ページに記載の小学校区ごとに、1団体選定しますので、複数の応募があった小学校区については、評価基準による審査を行い、得点が一番高い団体のみ選定します。

② 実施団体の選定

①の審査結果に基づき、実施団体を選定します。実施団体に選定した団体には実施団体選定通知書を、不選定となった団体には、実施団体不選定通知書を送付します。

また、実施団体として選定した団体については、広島市のホームページにおいて、団体名、サービス内容の概要等を公開します。

(3) 補助金の交付

① 補助金の交付申請

(2)の②の実施団体選定通知書を受け取った団体は、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、以下の方法で支給します。

ア 住民主体型サービスの提供に必要な運営費

サービス提供の開始前に概算額で支給します。広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課に上記の書類が提出された後、補助金交付決定通知書を送付し、指定の口座に振り込みます。

※ 補助金振込予定日は6ページの7に掲載の表中に記載があります。

イ ボランティアコーディネーターへの謝礼金

ボランティアコーディネーターの活動実績に基づき、実績払（通常払）で支給します。毎月末日締めでボランティアコーディネーター活動実績報告書兼補助金交付請求書を翌月10日まで（3月の活動実績は3月31日まで）に区社会福祉協議会に提出してください。活動内容等の確認後、社会福祉協議会から広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課にボランティアコーディネーター活動実績報告書兼補助金交付請求書を送付し、おおむね1か月後に指定の口座に振り込みます。

② 事業計画、予算の変更

補助金交付決定通知書を受け取った後、申請した内容に変更が生じる場合は、速やかに区社会福祉協議会に御相談ください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出していただく場合があります。

（例）事業計画変更申請書等の提出が必要な場合

- ・予算科目を1割以上変更する場合
 - ・サービスの提供内容を変更する場合
 - ・サービス提供に関わる従事者を変更する場合
 - ・サービスの提供を中止し、又は廃止しようとする場合
- など

③ 実績報告

実施団体は、事業終了後10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、区社会福祉協議会に補助事業実績報告書等所定の書類を提出し、実績報告を行ってください。

なお、団体の監査や理事会等での承認を経る必要があるなど、事業終了後10日以内に実績報告を行うことが困難な場合、(3)の①の補助金の支給に必要な書類を提出する際に、理由と提出予定時期を記した文書を合わせて提出し承認を得てください。実績報告が提出された後、区社会福祉協議会でその内容をチェックし、書類の不備等があれば修正や追加提出などをお願いする場合があります。

書類のチェックの結果、報告内容等が適切であると認めるときは、補助金交付確定通知書により通知し、その際に補助金に過金が生じる場合は、これを返納していただきます。

区社会福祉協議会

名 称	所在地	電話番号/FAX 番号 E-mail
中区社会福祉協議会	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル内 中区地域福祉センター5階	電話 (082) 249-3114 FAX (082) 242-1956 naka@shakyohiroshima-city.or.jp
東区社会福祉協議会	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番34号 東区総合福祉センター4階	電話 (082) 263-8443 FAX (082) 264-9254 higashi@shakyohiroshima-city.or.jp
南区社会福祉協議会	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4番46号 南区役所別館3階	電話 (082) 251-0525 FAX (082) 256-0990 minami@shakyohiroshima-city.or.jp
西区社会福祉協議会	〒733-8535 広島市西区福島町二丁目24番1号 西区地域福祉センター4階	電話 (082) 294-0104 FAX (082) 291-7096 nishi@shakyohiroshima-city.or.jp
安佐南区社会福祉協議会	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 安佐南区総合福祉センター5階	電話 (082) 831-5011 FAX (082) 831-5013 asami@shakyohiroshima-city.or.jp
安佐北区社会福祉協議会	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 安佐北区総合福祉センター4階	電話 (082) 814-0811 FAX (082) 814-1895 kita@shakyohiroshima-city.or.jp
安芸区社会福祉協議会	〒736-0223 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 安芸区総合福祉センター3階	電話 (082) 821-2501 FAX (082) 821-2504 aki@shakyohiroshima-city.or.jp
佐伯区社会福祉協議会	〒731-5135 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号 佐伯区役所別館5階	電話 (082) 921-3113 FAX (082) 924-2349 saeki@shakyohiroshima-city.or.jp

【審査基準】

「適否基準」の項目のうち、1つでも「否」のものがあれば選定されません。

「適否基準」が全て「適」となった団体について、10ページの選定方法1又は選定方法2に基づき選定します。

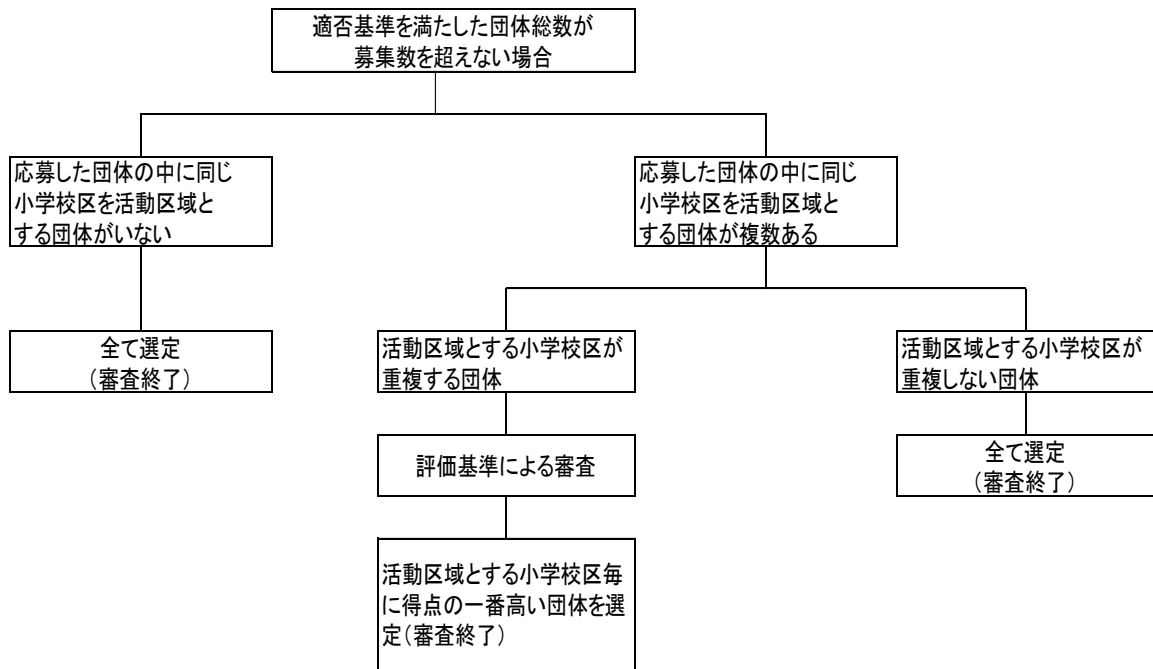
1 適否基準

適否項目	適否内容
(1) サービス提供者の配置	サービス提供者の登録があるか。
(2) ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターがいるか。
(3) 会計担当者の配置	会計担当者がいるか。
(4) 活動拠点	利用者の相談を受ける活動拠点を確保しているか。
(5) 暴力団・暴力団員	暴力団ではなく、団体の構成員にも暴力団員やその関係者が含まれていないか。
(6) 市税滞納の有無	市税を滞納している団体でないか。

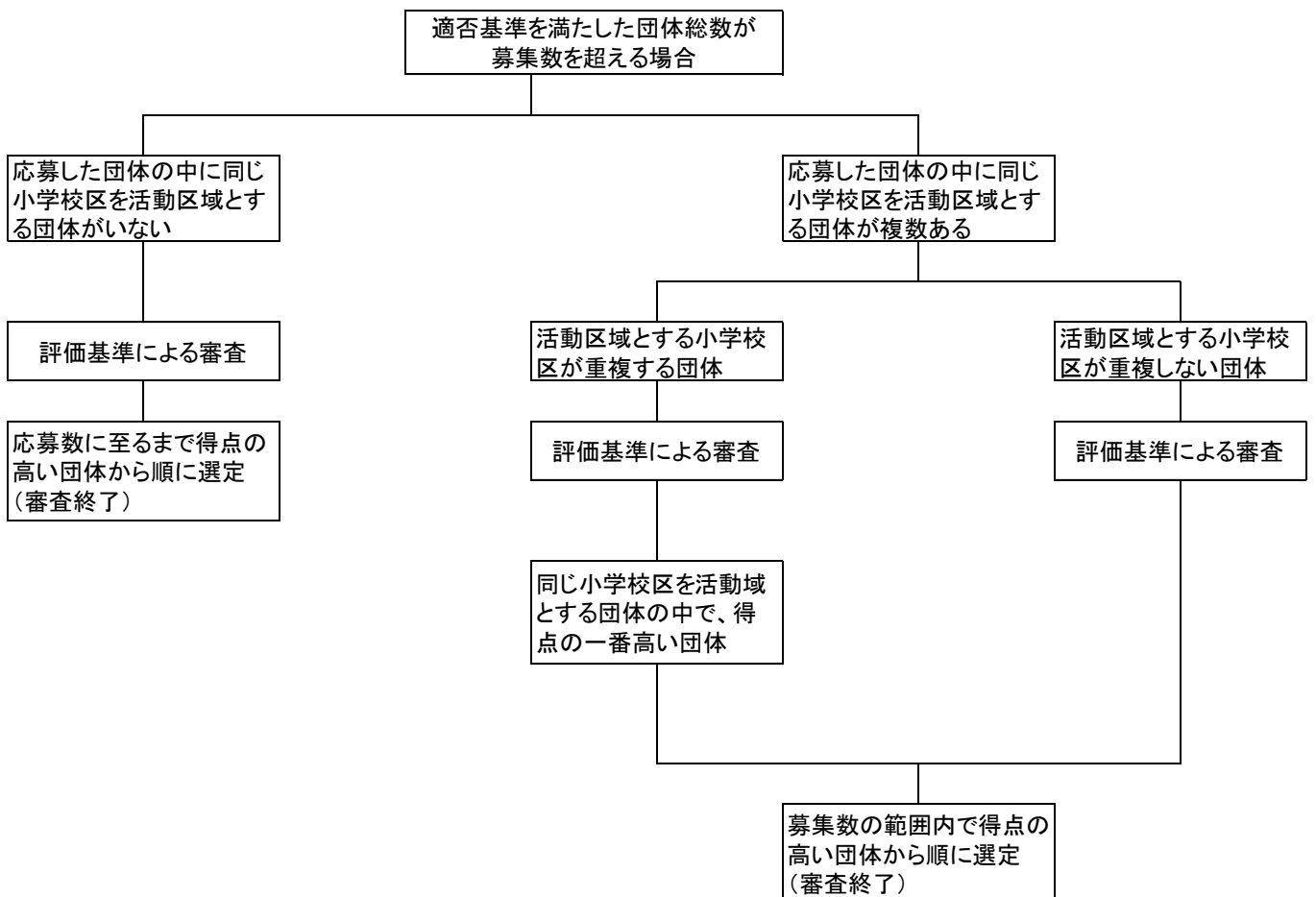
2 評価基準(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
(1) 活動区域	団体の活動区域はどの程度の範囲か。	10
(2) サービスの種類	提供する住民主体型生活支援訪問サービスの種類はどの程度か(住民主体型生活支援訪問サービス実施要綱別表に掲げるサービスのうち、どのサービスが提供可能か)。	10
(3) サービス提供者の数	20名以上のサービス提供者の登録があるか。	10
(4) サービス提供者の有する資格・経験	サービス提供者の中に、様式第2号別表2留意事項2に記載した資格保有者がいるか。また、介護施設等で直接介護に従事した経験を有する者がいるか。	10
(5) ボランティアコーディネーターの経験	・ボランティアコーディネーターの中に、1名以上の「高齢者の生活支援サービスに係るコーディネーター」又は「それ以外のボランティア活動のコーディネーター」の経験を有する者がいるか。	10
(6) 会計担当者の経験	会計担当者は、過去に地域団体や勤務先等での会計事務の経験を有しているか。また、パソコンで表計算・文書管理ソフトを円滑に操作できるか。	10
(7) 応募動機	応募動機が明確であり、また、本サービス実施の主旨(住民ボランティアによる簡易な生活援助の提供を通じ、要支援者等の在宅生活継続を支援することにより、地域の見守り・支え合いを促進する)を満たしているか。	10
(8) サービス定着などの取組	住民主体型生活支援訪問サービスの定着・充実に資する取組を計画しているか。	10
(9) 地域包括支援センターとの連携	介護予防ケアマネジメントを行った地域包括支援センターと、適宜、利用者情報の共有を図る計画であるか。また、利用者の異変等に気付いた場合、速やかに地域包括支援センターに相談するなど、具体的な連携方策を計画しているか。	10
(10) 活動実績	住民主体型生活支援訪問サービスに類似した生活支援に係る活動実績があるか。	10

選定方法1



選定方法2



9 提出書類

(1) 実施団体選定申請時

- ① 住民主体型生活支援訪問サービス実施団体選定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ サービス提供計画（様式第2号別表1）
- ④ 従事者名簿（様式第2号別表2）
- ⑤ 収支予算書（様式第3号）
- ⑥ 団体の概要書（様式第4号）
- ⑦ 誓約書（様式第5号）

(2) 補助金交付申請時（実施団体選定通知書受領後）

- ① 補助金交付申請書（様式第8号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ サービス提供計画（様式第2号別表1）
 - ④ 従事者名簿（様式第2号別表2）
 - ⑤ 収支予算書（様式第3号）
 - ⑥ 実施団体の会則
 - ⑦ 住民主体型サービスの活動規約
- ②～⑤ } 選定申請時に提出したものを再度提出
(更新可)

(3) 補助金請求時（補助金交付決定通知書受領後）

- ① 運営費
補助金交付請求書（様式12-1号）…補助開始月の前月初旬頃提出
- ② ボランティアコーディネーター謝礼金
ボランティアコーディネーター活動実績報告書兼補助金交付請求書（様式12-2号）
…毎月提出（活動月の翌月10日まで（※3月の活動実績は3月末まで））

(4) 住民主体型サービス提供開始時

- ① 住民主体型サービスの活動にかかる傷害保険・賠償保険の加入を証する書類

(5) 事業計画変更時

- ① 事業計画変更申請書（様式第14号）
- ② 変更事業計画書（様式第15号）
- ③ 変更収支予算書（様式第16号）

※ サービス提供の中止や廃止にかかる事業計画の変更は中止や廃止しようとする日の1か月前までに事業計画変更申請書等を提出すること。

(6) 事業終了時

- ① 補助事業実績報告書（様式第18号）
- ② 事業実施報告書（様式第19号）
- ③ サービス提供実績報告書（様式第19号別表）
- ④ 収支決算書（様式第20号）
- ⑤ 出納簿及び領収証書その他収支の事実を証する書類の写し

- 上記(1)～(5)で指定する様式については、区社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会地域福祉推進課地域共生係、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、区地域支えあい課で配布するとともに、ホームページからもダウンロードできます。

広島市HP

住民主体型生活支援訪問サービス

検索

10 留意事項

(1) 衛生管理等について

ボランティア及びボランティアコーディネーターは、自らが感染症（インフルエンザ等）の感染源となることを予防し、また、自身も感染の危険から身を守るため、手洗い・うがいを励行するとともに、必要に応じて使用できるよう、マスク・使い捨て手袋など感染を予防するための備品等を備えるといった対策を講じてください。

(2) 保険への加入について

ボランティア及びボランティアコーディネーターは、活動に従事する際のケガや事故、利用者等への損害発生に備えて、必ずサービス提供開始前までに傷害及び賠償責任保険に加入してください。

(3) 秘密保持について

ボランティア及びボランティアコーディネーターが、正当な理由（生命に危険が及ぶ状態など）がなく、本活動において知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な対応策を定めてください。

(4) 事故発生時の対応について

住民主体型サービス提供時や利用者宅への往復時などで事故が発生した場合は、ボランティアコーディネーターが広島市社会福祉協議会地域福祉推進課地域共生係、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について詳細に記録してください。

(5) 帳簿等の整備について

補助金の交付を受けた団体は、領収証書を整理・保管し、住民主体型サービスの実施に係る経費を専用で管理する出納簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び出納簿など補助事業の収支に関する書類については、当該年度終了後、5年間保存してください。

(6) 虚偽の申請等があった場合について

虚偽の申請があった場合、団体の都合により事業の実施が困難になった場合などには、団体に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

(7) 情報公開等について

団体から提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例、広島市個人情報保護条例、広島市社会福祉協議会情報公開規程及び個人情報保護要綱等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、広島市や広島市社会福祉協議会地域福祉推進課地域共生係から問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

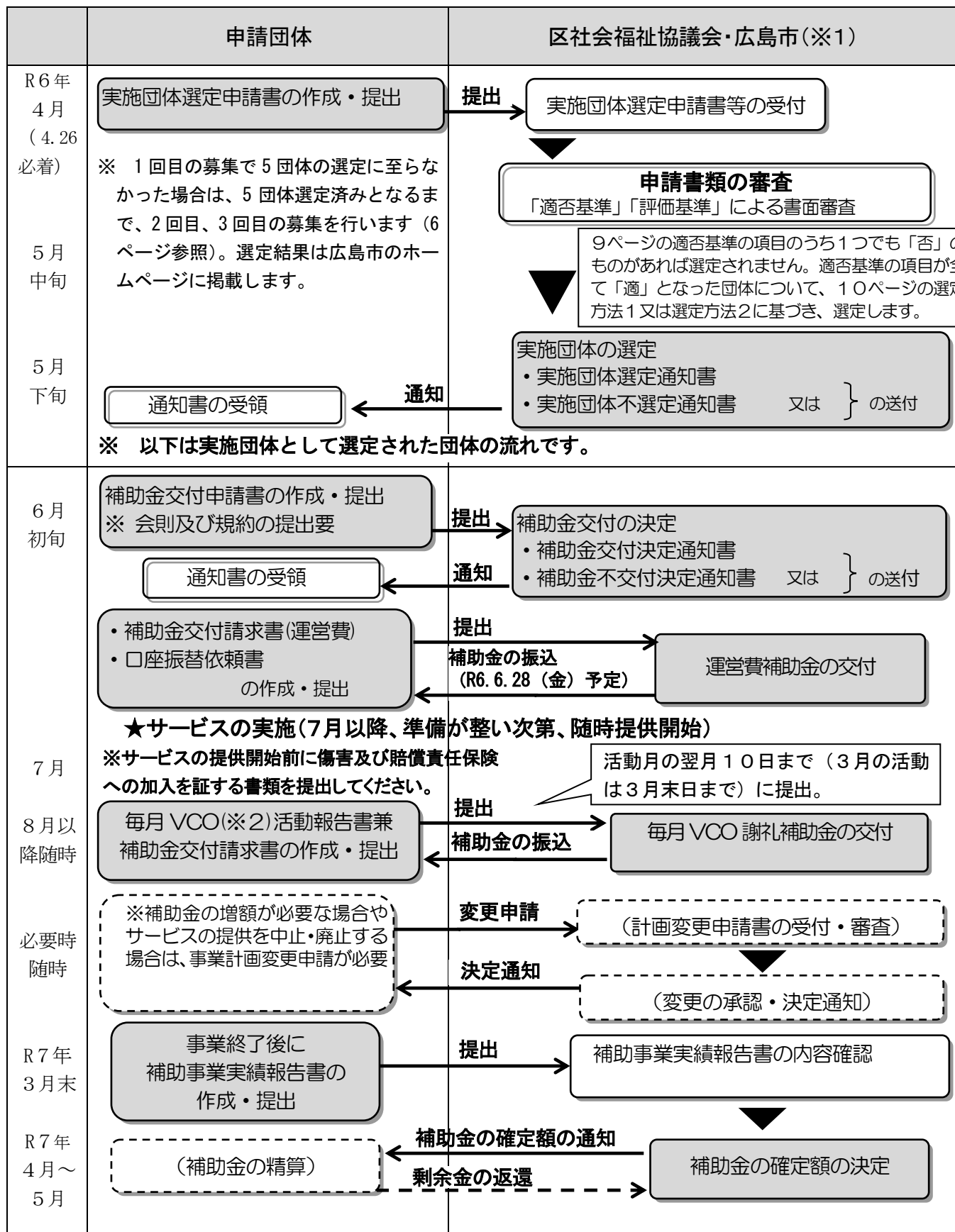
(8) 補助金交付終了後の問合せへの協力について

団体への補助金交付終了以降の年度において、活動状況等に関する問合せをすることがありますので、その際には、回答の御協力をお願いします。

11 その他

要支援者等が地域との関わりの中で、居宅で自立した生活を送ることができるよう、適切かつ効果的な住民主体型サービスの実施に向け、翌年度以降、住民主体型サービスの提供実績等を踏まえ、補助内容の見直しを行う場合があります。

12 手続きの流れ ※補助対象期間(R6.7.1~R7.3.31 の場合)



※1 実施団体を選定し、補助するのは広島市ですが、応募に係る申請書類の受付や相談などの窓口は区社会福祉協議会です。広島市社会福祉協議会での相談もお受けできます。

※2 VCO=ボランティアコーディネーター

13 活動の募集をする地域

※地区社協区名で記載

No.	小学校区名	選定状況	No.	小学校区名	選定状況	No.	小学校区名	選定状況	No.	小学校区名	選定状況
1	白島	選定済	37	黄金山	選定済	73	安西	募集	109	鈴張	募集
2	基町	選定済	38	仁保	募集	74	東野	募集	110※	飯室地区	選定済
3	幟町	募集	39	楠那	募集	75	中筋	募集	111※	小河内地区	募集
4	袋町	募集	40	宇品東	募集	76	原	募集	112	久地	募集
5	竹屋	募集	41	宇品	募集	77	原南	選定済	113	久地南	募集
6	千田	募集	42	元宇品	募集	78	祇園	募集	114※	日浦地区	募集
7	本川	募集	43	似島・似島学園	募集	79	山本	募集	115※	あさひが丘地区	募集
8	中島	募集	44	大芝	募集	80	春日野	募集	116	中野	募集
9	吉島東	募集	45	三篠	募集	81	長束	選定済	117	中野東	募集
10	吉島	募集	46	天満	募集	82	長東西	募集	118	畑賀	選定済
11	広瀬	募集	47	観音	募集	83	伴南	募集	119	瀬野	募集
12	神崎	選定済	48	南観音	募集	84	大塚	募集	120	みどり坂	募集
13	舟入	募集	49	己斐	募集	85	戸山	選定済	121	阿戸	選定済
14	江波	選定済	50	己斐東	募集	86	伴	選定済	122	船越	募集
15※	福田地区	選定済	51	己斐上	募集	87	伴東	募集	123	矢野西	選定済
16※	馬木地区	募集	52	山田	募集	88	井原	募集	124	矢野南	募集
17	温品	募集	53	古田台	募集	89	志屋	選定済	125	矢野	募集
18	上温品	募集	54	古田	募集	90	高南	募集	126	湯来東	募集
19	戸坂	募集	55	高須	募集	91	三田	選定済	127	湯来西	募集
20	戸坂城山	募集	56	庚午	選定済	92※	狩留家地区	選定済	128	湯来南	募集
21	東浄	募集	57	草津	募集	93※	小河原・上深川地区	募集	129	五月が丘	選定済
22	牛田新町	募集	58	鈴が峰	募集	94	深川	募集	130	石内	募集
23	牛田	選定済	59	井口台	選定済	95	亀崎	募集	131	藤の木	選定済
24	早稲田	募集	60	井口	選定済	96	倉掛	募集	132	河内	募集
25	中山	募集	61	井口明神	募集	97	真亀	募集	133	彩が丘	募集
26	尾長	募集	62	梅林	募集	98	落合東	募集	134	八幡東	募集
27	矢賀	選定済	63	八木	募集	99	落合	募集	135	八幡	募集
28	荒神町	募集	64	川内	募集	100	口田東	募集	136	五日市観音西	募集
29	段原	募集	65	緑井	募集	101	口田	募集	137	五日市観音	選定済
30	比治山	募集	66	毘沙門台	選定済	102	大林	募集	138	美鈴が丘	選定済
31	大州	募集	67	安東	選定済	103	三入	募集	139	五日市中央	選定済
32	青崎	選定済	68	古市	選定済	104	三入東	募集	140	五日市	募集
33	向洋新町	募集	69	大町	募集	105	可部	選定済	141	五日市東	募集
34	皆実	募集	70	上安	募集	106	可部南	選定済	142	五日市南	募集
35	翠町	募集	71	安北	募集	107	亀山	選定済	143	楽々園	選定済
36	大河	選定済	72	安	選定済	108	亀山南	募集	144	石内北	募集

★小学校区（※印は地区社協区）を基本上記区分毎に一つの実施団体を募集します。町内会域を活動区域として活動を始め、徐々に活動範囲を拡げ、小学校区全域での活動を目指す団体も応募できます。